
記者資料提供（2025年3月31日）

神戸市港湾局物流戦略課 胡重・安原

TEL：078-595-6288（直通）

阪神国際港湾株式会社 営業部 枝川・大森・吉澤

TEL：078-855-3206（直通）

令和7年度 阪神港における集貨事業の募集を開始します

神戸港は国際コンテナ戦略港湾である「阪神港」として、国際基幹航路の維持・拡大を目指し、貨物や航路の誘致、港湾機能の向上に取り組んでいます。

この度、「阪神港」における集貨を促進するため、阪神国際港湾株式会社が2025（令和7）年度の集貨事業を募集しますので、お知らせいたします。

1. **令和7年度 阪神港における集貨事業の募集開始について**
別紙資料を参照願います。

記者資料提供（令和 7 年 3 月 31 日）

阪神国際港湾株式会社

営業部 枝川・大森・吉澤 TEL：078-855-3206

令和 7 年度 阪神港における集貨事業の募集開始について

国際コンテナ戦略港湾政策に基づく国際基幹航路の維持・拡大に取り組む阪神国際港湾株式会社は、国や港湾管理者と連携し、以下の集貨事業を実施し「阪神港」へのさらなる集貨を推進します。

◆事業 新規事業のほか、従来 of 事業を改編し、下記 9 事業を実施します。

- ① 外航航路誘致事業
- ② 内航フィーダー航路維持・拡大事業
- ③ 内航フィーダー貨物誘致事業
- ④ トランシップ貨物誘致事業 (i)(ii)
- ⑤ 国内フェリー貨物誘致事業
- ⑥ 物流改善支援事業 (i)(ii) 【改定】
- ⑦ 日本諸港利用促進事業 (i)(ii) 【拡充】
- ⑧ リーフアー輸出混載サービス誘致事業
- ⑨ 農林水産物・食品輸出促進事業 【新設】

※下線部の事業における昨年度からの主な変更点

⑥物流改善支援事業 (i)(ii) 【改定】

- ・ モーダルシフト支援事業における支援単価を 5,000 円/TEU⇒3,000 円/TEU へ変更。
- ・ コンテナラウンドユース支援事業を廃止。

⑦日本諸港利用促進事業 (i)(ii) 【拡充】

- ・ モーダルシフト支援事業を追加。
- 利用促進港(※[別紙](#)参照)と阪神港を結ぶ海上輸送へ輸送モードを転換する事業に対し、6,000 円/TEU の支援を実施。
- ※利用促進港の港湾管理者等が実施するインセンティブの適用を受ける事業に限る。

⑨農林水産物・食品輸出促進事業 【新設】

- ・ 農林水産物・食品等における輸送課題解決(品質、鮮度保持、輸送最適方法の検証等)に向けた新たな試み・チャレンジを推進することを目的に実施。
- 阪神港で外航船に船積みかつリーファーコンテナを使用する輸送を行う場合、1 事業あたり経費 1/2(上限 100 万円)の支援を実施。

各事業の概要については[別紙](#)をご参照ください。

尚、募集実施要領は当社 HP にて掲載いたします。(当社 HP：<https://hanshinport.co.jp/solution/>)

◆募集期間 令和 7 年 4 月 1 日 (火)～12 月 26 日 (金) (土・日曜日、祝日を除く)
※ただし、予算の執行状況により募集期間を変更する場合があります。

◆お問い合わせ先 阪神国際港湾株式会社 (HP：<https://hanshinport.co.jp/>)
営業部営業課 TEL：078-855-3206 (直通)
〒651-0087 神戸市中央区御幸通 8 丁目 1 番 6 号 神戸国際会館 20 階

船社向け

- ①外航航路誘致事業
- ②内航フィーダー航路維持・拡大事業
- ③内航フィーダー貨物誘致事業
- ④トランシップ貨物誘致事業(i)
- ⑤国内フェリー貨物誘致事業

荷主・物流事業者向け

- ④トランシップ貨物誘致事業(ii)
- ⑥物流改善支援事業(i)(ii)【改定】
- ⑦日本諸港利用促進事業(i)(ii)【拡充】
- ⑧リーファー輸出混載サービス誘致事業 ※物流事業者向けのみ
- ⑨農林水産物・食品輸出促進事業【新設】

令和7年度 阪神港における集貨事業一覧

【別紙】

番号	事業名	目的	対象事業者
1	外航航路誘致事業	外航航路網強化	外航コンテナ船社またはその日本代理店
2	内航フィーダー航路維持・拡大事業	内航航路網強化	内航船を運航する事業者
3	内航フィーダー貨物誘致事業	外航⇔内航の接続機能強化	外航コンテナ船社またはその日本代理店
4	トランシップ貨物誘致事業(i)(ii)	外航⇔外航の接続機能強化	(i)外航コンテナ船社またはその日本代理店 (ii)荷主・物流事業者
5	国内フェリー貨物誘致事業	外航⇔国内フェリーの接続機能強化	国内フェリーを運航する船社
6	物流改善支援事業(i)(ii)	阪神港の貨物維持・集貨促進	荷主・物流事業者
7	日本諸港利用促進事業(i)(ii)	阪神港への集貨及び海上輸送ネットワークの拡充	荷主・物流事業者
8	リーファー輸出混載サービス誘致事業	阪神港における食輸出促進	リーファー輸出混載サービスを提供するNVOCC
9	農林水産物・食品輸出促進事業	阪神港における食輸出促進	荷主・物流事業者

荷主・物流事業者向け 各事業内容

(トランシップ貨物誘致事業(ii)・物流改善支援事業(i)(ii))

番号	事業名	対象事業	支援内容
4	トランシップ貨物誘致事業(ii)	アジア～北米・欧州・大洋州・アフリカ・中南米間等において三国間輸送されているコンテナ貨物を、国際基幹航路を活用し阪神港でトランシップする事業(令和7年度新たなルートで輸送する実入りコンテナ)	単価:20,000円/TEU 上限:1,000TEU
6	物流改善支援事業 (i)他港利用からの転換支援事業	国内他港を利用して輸出入している外貿実入コンテナについて、新たに阪神港を利用した輸出入に転換する事業 (阪神港内での転換、仕出地・仕向地・トランシップ港が韓国の港となる貨物は対象外) ※輸送依頼者と輸送事業者による共同提案	単価:20,000円/TEU 上限:1,000TEU ※対象期間内に20TEU以上輸出入
6	物流改善支援事業 (ii)モーダルシフト支援事業	国内輸送の全経路において貨物自動車による陸上輸送を行っていた外貿実入コンテナについて、船舶(内航船・フェリーはしけ)または鉄道を利用した輸送モードに転換し、阪神港で輸出入する事業 ※輸送依頼者と輸送事業者による共同提案	単価:3,000円/TEU 上限:1,000TEU ※対象期間内に20TEU以上輸出入

荷主・物流事業者向け 各事業内容

(日本諸港利用促進事業(i)(ii))

番号	事業名	対象事業	支援内容
7	日本諸港利用促進事業 (i)他港利用からの転換支援 事業	<p>利用促進港(※)かつ阪神港以外の港を利用して輸出入している外貿実入りコンテナについて、新たに利用促進港かつ阪神港利用に転換し、利用促進港の港湾管理者等が実施するインセンティブの適用を受けている事業 (仕出地・仕向地・トランシップ港が韓国の港となる貨物は対象外)</p> <p>※利用促進港(五十音順): (九州地方)油津港、伊万里港、大分港、熊本港、薩摩川内港、志布志港、細島港、宮崎港、八代港 (日本海側)秋田港、境港、敦賀港、伏木富山港 (四国地方)徳島小松島港</p>	<p>単価:25,000円/TEU 上限:1,000TEU ※対象期間内に20TEU以上輸出入</p>
7	日本諸港利用促進事業 (ii)モーダルシフト支援事業	<p>国内輸送の全経路において貨物自動車により陸送等で輸出入(阪神港の利用有無を問わない)をしている外貿実入りコンテナについて、利用促進港と阪神港を結ぶ海上輸送ネットワークへ輸送モードを転換し、利用促進港の港湾管理者等が実施するインセンティブの適用を受ける事業</p>	<p>単価:6,000円/TEU 上限:1,000TEU ※対象期間内に20TEU以上輸出入</p>

荷主・物流事業者向け 各事業内容

(リーファー輸出混載サービス誘致事業・農林水産物・食品輸出促進事業)

番号	事業名	対象事業	支援内容
8	リーファー輸出混載サービス誘致事業	<p>新たに阪神港において、定期的にリーファー輸出混載サービスを展開する事業</p> <p>(i)新たに阪神港でリーファー輸出混載サービスを開始する事業</p> <p>(ii)令和5年度以降に当事業の委託を受け、令和7年度も継続される事業</p>	<p>単価:90,000円/unit</p> <p>※(ii)は2年目80%、3年目60%</p> <p>上限:1サービス200万円</p> <p>※1事業者につき5事業まで</p>
9	農林水産物・食品輸出促進事業	<p>令和7年度に新たな輸送スキーム、物流モデル構築に向けた取組みにおいてリーファーコンテナ(FCL)を使用し、阪神港の集貨かつ食品輸出における高付加価値化や物流効率化に資する事業(トランシップ港が韓国の港となる貨物は対象外)</p>	<p>単価:輸送経費の1/2</p> <p>上限:100万円(税込)</p>